

# 運 航 基 準

## 第1章 目 的

( 目 的 )

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、東尋坊周辺周遊航路、九頭竜川・越前松島周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運 航 の 可 否 判 断

( 発航の可否判断 )

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航岸壁付近、若くは発航棧橋付近の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象、海象 棧橋名	風 速	波 高	視 程
三国海水浴場 東 尋 坊 安 島 三 国 港	SW~NW 1 0 m/s 以上 その他の風 1 3 m/s 以上	0.8 m以上	3 0 0 m以下
気象、海象 棧橋名	風 速	水 位	視 程
三国町北本町棧橋 福井港北3M物揚場岸 壁	1 5 m/s 以上	標 準 水 位 より +0.8 m以上	3 0 0 m以下